平成２５年（フ）第３８３号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―15―102、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市大住台３丁目10番地の26
破産者　石﨑奈保美
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９４５号
大阪市福島区福島５丁目12番21号　めんざと方
破産者　麺郷こと　中村　光彦
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７２号
大阪市西区本田４丁目９番22―710号
破産者　らんのかおりこと　市居　　隆
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８２号
大阪府東大阪市中小阪３丁目15番16号
破産者　佐藤　謙司
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４号
奈良県橿原市雲梯町855番地　グリーンパレス雲梯105号室、前住所岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目72番地５　ウィルコート101号室
破産者　久保田勝大
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
福岡県うきは市浮羽町山北1124番地、前住所福岡県久留米市善導寺町与田153番地７　川端コーポ201号
破産者　橋本　泰樹
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４１８号
札幌市北区屯田６条３丁目８番32―106号
破産者　吉倉　瞬也
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５０号
札幌市清田区平岡８条２丁目１番15号　コーポ柳瀬Ａ―３号
破産者　菅原　清広
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５１号
札幌市清田区平岡８条２丁目１番15号　コーポ柳瀬Ａ―３号
破産者　菅原よりこ
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５号
埼玉県川越市大塚２丁目28番地11
破産者　西川　勝利
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９号
群馬県沼田市白沢町下古語父745番地
破産者　小林　明子（旧姓入澤）
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第７２８号
埼玉県上尾市今泉１丁目30番地４　オランジュ201
破産者　畑井　寿人
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６６号
さいたま市中央区八王子４丁目９番８号　プリームラ301号
破産者　石井　徳朗
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４４号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目６番地６　ハイツカタビラ101号室
破産者　穴澤美由紀
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５号
福井県坂井市坂井町長畑第７号１番地８
破産者　髙田翔一郎
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
福井市江守中１丁目1011番地、住民票上の住所福井市江端町第18号51番地５
破産者　伊藤　正樹
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１　ライオンズマンション西神戸1002号、前住所兵庫県加西市繁昌町1550番地の34
破産者　衣川　祐三
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
奈良県大和郡山市天井町111番地７
破産者　北村　達也
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６７号
広島市中区平野町２番１―302号、申立時の住所広島市南区出島２丁目21番８号
破産者　永井　文三
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部